

# 監 事 監 査 報 告 書

2016 年 5 月 11 日

学校法人法政大学

理 事 会 ・ 評 議 員 会 御 中

学校法人法政大学

監 事 西 山 俊 太 郎 ⑩

監 事 足 立 敏 彦 ⑩

監 事 山 重 美 登 士 ⑩

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人法政大学寄附行為第 19 条の 2 の規定に基づき、学校法人法政大学の 2015 年度（2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査しました。

（監査の概要）

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、学部長および部局長等より、業務の遂行状況について聴取し、関連書類他を調査するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と認めた監査手続を実施しました。また、理事会において業務又は財産の状況について意見を述べました。

（監査の結果）

学校法人法政大学の業務に関する決定及び執行は適正であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上